令和　　年　　月　　日

安芸高田市長　様

設 置 者

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

誓　　約　　書

この度、公共浄化槽等整備推進事業において設置する浄化槽については、生活

環境の保全及び安芸高田市浄化槽取扱指導要綱を遵守し，公共浄化槽の条件

（実施決定通知の裏面と当誓約書の裏面に記述）に同意します。

又、土地の使用等について他の権利者より異議申立てがあった場合も万全の

措置を取り誠意を持って解決する事を誓約します。

**裏面に公共浄化槽の条件あり**

**公共浄化槽の条件**

1. 設置する浄化槽が人槽算定で12人槽以下であり，流入水の水量を人槽×200ℓ/日以下，流入水のBOD濃度を200㎎/ℓ以下に制限できること。
2. 設置する小型合併浄化槽及びブロアーは市の所有とすること。
3. 浄化槽の設置場所が十分にあり，その土地を無償で使用することを承諾できること。
4. 浄化槽の管理のため，市職員並びに市長が管理委託した業者が，敷地内に立ち入ることを了承すること。
5. 浄化槽法に規定された浄化槽であり，浄化槽法等を遵守すること。
6. 浄化槽設置について，農地法等関係諸法の手続きを行っていること。（浄化槽を設置する部分が登記上で農地ではないことなど。）
7. 浄化槽への未接続が無いよう，全ての生活雑排水を接続すること。（例として，汲み取り便所を１つだけ残す等はできません。未接続部分がある場合は取壊すこと。）
8. 浄化槽工事の放流ポンプ・耐荷重用蓋への交換，美土里・高宮地区を除く支柱工事の費用は個人負担とすること。
9. 施設使用における電気および水道水の使用に係る経費は，使用者の負担とすること。（ブロアーの電気代金及び清掃時に補充する水の負担など。）
10. 安芸高田市浄化槽設備施設の設置管理に関する条例・規則を遵守すること。（排水設備の新設・増設・改築・撤去の際は申請が必要であるなど）
11. 浄化槽の放流先における問題**（特に浄化槽への逆流）**や関係者との間に紛争を生じないように努め，問題や紛争が生じた場合は責任をもって自己解決すること。
12. 浄化槽設置後，１年以内に使用開始すること。
13. 使用開始後は，市に使用料金を支払うこと。

**※以上の条件を同意の上で公共浄化槽の事業を実施してくださいますようお願いします。**